

三重県多面的機能の維持・発揮活動優秀活動賞表彰要領

(目的)

- 第1条 この要領は、地域ぐるみで農地や農業用水路等の農村資源や自然豊かな農村環境を良好に保全し、地域の活力となっている取組や、他地域の模範となるような活動に取り組む活動組織等を表彰することにより、多面的機能の維持・発揮活動の取組の質的向上を図るとともに、県民への理解を促進することを目的とする。

(表彰の対象)

- 第2条 この要領における表彰の対象は、表彰年度の前年度までに活動を始めている三重県内の活動組織等とする。

(表彰)

- 第3条 共同活動において、他地域の模範となる取組を行った活動組織等から、別表1に定める活動を別表2により表彰する。
ただし、別表2に定める農地維持活動は、農地維持支払交付金のみ受けている活動組織等を対象とし、表彰する。

(表彰活動組織の推薦)

- 第4条 各市町長は、三重県多面的機能の維持・発揮活動優秀活動賞表彰審査要領（以下「審査要領」という。）に照らして適当と認める市町内の活動組織等を三重県各農林水産（農政、農林）事務所に推薦する。
さらに、各農林水産（農政、農林）事務所長は、審査要領に照らして適当と認める事務所管内の活動組織等を三重県農林水産部長に推薦する。

(表彰活動組織の推薦)

- 第5条 農林水産部長は、前項の規定により推薦された活動組織等の中から、審査要領に基づく選考を経て、優秀活動組織を決定する。

(その他)

- 第6条 この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

- この要領は、平成20年12月18日から施行する。
この要領は、平成21年11月 9日から施行する。
この要領は、平成24年11月 1日から施行する。
この要領は、平成25年 5月30日から施行する。
この要領は、平成26年10月15日から施行する。
この要領は、平成27年10月15日から施行する。
この要領は、令和 6年 9月 9日から施行する。

別表 1

活 動	説 明
共同活動	基礎活動、農村環境保全活動
農地維持活動	基礎活動

別表 2 優秀活動賞

表彰の種類	活動	表彰の数
優秀活動賞 施設部門	共同活動	1 組織以内
優秀活動賞 農村環境部門	共同活動	1 組織以内
優秀活動賞 コミュニティ部門	共同活動	1 組織以内
優秀活動賞 地域共同活動部門	農地維持活動	1 組織以内